

施設名	児童氏名
	入所番号 ー

就 労
内 職 予 定 書
自 営

勤務等を予定していることから、確認書類^{※1}を添えて予定書を提出します。

児童が保育所等に入園したときは、3か月以内に就労し、就労証明書を提出することを約束します。

もし、入園後 **3か月以内** に就労せず、就労証明書等を提出しない場合には、保育の実施^{※2}を解除されても異議を申し立てません。

年 月 日

(宛先) 松山市長

松山市 町 丁目 番地
番 号

ふりがな

氏 名 (続柄:)

※1 確認書類・・・ハローワーク受付票の写し等や求職活動の状況が分かる申立書等。

※2 同居の65歳未満の祖父母等の就労状況について、入園審査には影響しますが、保育の実施には影響ありません。

【教育・保育給付認定期間について】

- ① 求職理由の申請の場合、認定期間は3か月です。
- ② 入園が決まらず待機となった場合、認定期間内に、求職活動を証明する書類の提出および確認が取れた場合、引き続いて認定期間を3か月延長し、入園審査が行えます。
- ③ ②の書類の提出が無い場合は、入園審査が行えなくなります。再度入園審査を希望する場合は、新たに入園申し込みが必要です。